

## 役員報酬規程

(適用範囲)

第1条 理事長、常務理事〔業務執行理事〕（以下「役員」という。）については役員手当を支給することができる。なお、運営状況によっては、支給しない場合もある。

(支給額の決定)

第2条 役員手当の額については、評議員会の決議により決定するものとする。

- 2 評議員会は、役員手当の額を決議するに際しては、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該福祉法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないように決定する。

(支給方法)

第3条 月額支給とする。任期のある月は途中就任あるいは退任となっても支給する。

(役員手当の額)

第4条 役員手当の額は、下記のとおりとする。

理事長 100,000円

常務理事〔業務執行理事〕 40,000円

なお、理事長・常務理事〔業務執行理事〕を除く理事、評議員は無報酬とする。

以上

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。